

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

字の区域の設置（七八・市町村課）
字の区域の変更（七九・市町村課）
建築基準法による道路位置の指定の廃止（八〇・平鹿建設事務所）

公告

県営土地改良事業計画の変更（北秋田総合農林事務所）
県営土地改良事業計画の決定（山本総合農林事務所）
県営土地改良事業計画の変更（山本総合農林事務所）
土地改良区の役員の退任の届出（秋田総合農林事務所）
県営土地改良事業計画の決定（秋田総合農林事務所）
"（由利総合農林事務所）
市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適当とする旨の決定（由利総合農林事務所）
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定（仙北総合農林事務所）
県営土地改良事業計画の変更（平鹿総合農林事務所）
土地改良事業工事の完了の届出（雄勝総合農林事務所）
一般競争入札の実施（管財課）三件
特定調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）

告示

秋田県告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、山

本郡二ツ井町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。
平成十四年二月五日

秋田県知事 寺田典城

字 名	設 定 区 域
山本郡二ツ井町梅内字 平成新田	山本郡二ツ井町梅内字白岩新田 三の一、四の一、五の一、一三、一四、一五の一、 二二の一、二三から二七まで、二八の一、二八の 二、二九から三一まで、三二の一、三三の一、三 四から四八まで、四九の一、五〇の一、五一から 七三まで、七四の一、七四の二、七五、七六、七 七の一、七七の二、七八から八六まで、八七の一、 八七の二、九三の一、九四から一二二まで、一二 三の一、一二三の二、一二四、一二五の一、一二 五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水 路である国有地の全部
	山本郡二ツ井町飛根字白岩 一から三一まで、三二の一、三三の二、三三の一、 三三の三、三六の一、三七の一、三八から五五ま で、五六の一、五七の一、五八の一、五九から七 五まで、七六の一、七六の二、七七の一、七七の 三、九〇の一、九〇の二、九一の一、九一の二、 九二の一、九二の二、九三の一、九三の二、九四 の一、九四の二、九五の一、九五の二、九六から 一〇一まで、一〇五から一一六まで、一一八から 一二五まで、一二六の一、一四九の二、一五〇 の一部、一五一、一五二から一五八までの各一部 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路であ る国有地の全部

秋田県告示第七十九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、山本郡二ツ井町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。	山本郡二ツ井町飛根字網前悪戸 一六五から一六八まで、一六八の一	
	山本郡二ツ井町梅内字白岩悪戸山根 一のの一部、一の二から一の四まで、一の五の一部、二、三の一、四、五、八の一、八の三の一部、一六の一、一六の三、一八の一、二二の一、二二の三、二二の一から二二の三まで、二三、二四、二五の一、二五の二、二五の四、二五の六、二六、二七の一、三六の二から三六の八まで、三六の一〇、三六の一三から三六の一七まで、三六の一九、三七の一から三七の一まで、三七の一三、三八の一、三九の二、八一の一、八一の二、八二の一、八三の一、八四、八四の一、八五の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。 平成十四年二月五日		秋田県知事 寺 田 典 城	
秋田県告示第八十号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路位置の指定を次のとおり廃止したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。 平成十四年二月五日		秋田県知事 寺 田 典 城	
変更前の字の区域 山本郡二ツ井町飛根字新中島 一四三の二、一四四の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	変更後の字の区域 山本郡二ツ井町飛根字白岩 一のの一部、一の五の一部、八の三の一部、八六の六九		
申請者の住所及び氏名 秋田市保戸野千代田町二番四三三号 三光不動産株式会社 代表取締役 岩 本 竜 大	道路の位置の廃止箇所 横手市赤坂字大道添一〇四番六、一〇五番七	道路の延長 六八・七〇メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル
次 の 者 か ら 申 請 が あ つ た 県 営 土 地 改 良 事 業 の 施 行 に 係 る 土 地 改 良 事 業 計 画 を 変 更 し		廃止年月日 平成十四年一月二八日	

たので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 北秋田郡森吉町阿仁前田字大道上四百四十二番地一庄司徳太郎ほか十六人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(阿仁前田地区土地改良総合整備事業(担い手育成型))変更計画書の写し

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

(三)(二) 縦覧場所 森吉町役場

二 北秋田郡森吉町浦田字寄延上岱三十三番地工藤要吉ほか十五人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(寄延地区土地改良総合整備事業(担い手育成型))変更計画書の写し

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

(三)(二) 縦覧場所 森吉町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 山本郡山本町志戸橋字久根添百四十二番地袴田隆ほか十九人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(大台野地区ほ場整備事業(担い手育成型))計画書の写し

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

(三)(二) 縦覧場所 能代市役所及び山本町役場

二 能代市母体字小沢口百七十四番地戸松勇孝ほか十五人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(母体地区ほ場整備事業(担い手育成型))計画書の写し

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

(三)(二) 縦覧場所 能代市役所

三 能代市常盤字山谷十二番地佐藤孫太郎ほか十五人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(太田面地区土地改良総合整備事業(担い手育成型))計画書の写し

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

(三)(二) 縦覧場所 能代市役所

四 山本郡峰浜村目名潟百十七番地浦島美喜夫ほか十四人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(下漆原地区農業用河川工作物応急対策事業)計画書の写し

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

(三)(二) 縦覧場所 峰浜村役場

次の者から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 山本町

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(金岡西部地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)変更計画書の写し

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

(三)(二) 縦覧場所 山本町役場

二 山本郡山本町志戸橋字久根添四十七番地石井正美ほか十四人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(金岡地区ほ場整備事業(担い手育成型))変更計画書の写し

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

(三)(二) 縦覧場所 山本町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、男鹿市脇本百川土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本百川字夏張三十番地の一

武 藤 松三郎

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、秋田市から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(片田駒込地区ため池等整備事業)計画書の写し

- 二 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで
三 縦覧場所 秋田市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の者から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 本荘市福山字畑添六十四番地田仲忠雄ほか十七名

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（柏ノ木沢地区ため池等整備事業）計画書の写し

(三) 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

(三) 縦覧場所 本荘市役所

- 二 西目町西目字大森三百八十三番地一斎藤栄一ほか十五名

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（東溜池地区ため池等整備事業）計画書の写し

(三) 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

(三) 縦覧場所 西目町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、岩城町からなされた土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条第三第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（道川地区中山間地域総合整備事業）変更計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

三 縦覧場所 岩城町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、仙北郡千畑町土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（安城寺地区基盤整備促進事業（農薬用排水施設整備））計画書及び定款の写し

二 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

三 縦覧場所 千畑町役場

平鹿郡十文字町鼎字上野村八番地小国昌康ほか十七人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（十文字地区ほ場整備事業（担い手育成型））変更計画書の写し

二 縦覧期間 平成十四年二月六日から同年三月六日まで

三 縦覧場所 平鹿町役場、十文字町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により羽後町田代仙道土地改良区から土地改良事業（山入沢地区県単小規模土地改良事業（かんがい排水））に係る工事が平成十三年十二月六日完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

(二) LGWAN用ICカード読取装置及びソフトウェア媒体セット 一式

(三) 購入物品の仕様等

(四) 入札説明書及び仕様書による。

(五) 納入期限

(六) 平成十四年三月十五日（金）

(七) 納入場所

秋田県庁

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八八六〇一二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年二月五日(火)から同月十四日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年二月二十日(水)午後一時十五分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六各条各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載さ

れた必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

大判フルカラー図面処理システム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年三月二十九日(金)

(四) 納入場所

秋田県庁

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八八六〇一二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年二月五日(火)から同月十四日(木)までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年二月二十日(水)午後一時三十分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

大量注入溶媒除去システム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年三月二十九日（金）

(四) 納入場所

秋田県環境センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所
郵便番号〇一〇―八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八―八六〇―二七三八）

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を決める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年二月五日（火）から同月十四日（木）までの期間、（一）に掲げる場所であつて、

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年二月二十日（水）午後一時四十五分から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

秋田県警察総合情報システム用パーソナルコンピュータ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年三月二十九日（金）

(四) 納入場所

秋田県警察本部

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札書、資料等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話〇一八八六〇一二七三八）

(二) 入札説明書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年二月五日（火）から同月二十八日（木）までの期間、（一）に掲げる場所で交付する。

(三) 入札書の受領期限

平成十四年三月六日（水）午前十一時三十分

郵便による場合は、秋田県財務規則（昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十五条第一項に規定するところによる。

(四) 開札の日時及び場所

平成十四年三月六日（水）午前十一時三十五分 秋田県庁地下一階管財課入札室

(五) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

四 その他

を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、規則第百六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第百七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年三月一日（金）午後三時までに（一）に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類（契約書、支払通知書の写し等（二件以上））及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者

(3) アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(5) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) 入札の無効

規則第百六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(七)(六) 契約書作成の要否 要

その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computers and other equipments for Akita prefectural police information network system 1 set
- 2 Time-limit of tender : 11:30 A.M. 6 March , 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of Treasury , Akita Prefectural Government , 4 - 1 - 1 Sanno , Akita City , Akita Prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷
電話(0862)876686 FAX(0863)000055
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄